

まちづくり課との話し合い の記録 日程 9月4日13:30~14:30

まちづくり課 課長(高井) 宮本、コミュニティ担当2名

メンバー:峰村・松本・塚原・西村・土屋・稲葉・池田・日下田・小櫛

1, まちづくりセンターは、登録団体のメンバー、及び、登録団体が認めた市民も利用できることの確認及び周知について

(回答・要約) 別紙回答用紙参考

- ・ 不特定参加の事業についてはまちづくりセンター及び駐車場の状況に応じて、利用者数の調整が必要なのであらかじめセンターに相談する。
- ・ 登録申請書に記載内容の内容と異なる活動をする際は、センター職員に相談する
- ・ 市民団体が、自発的に企画・運営する学習会や、自主グループが営利を目的にしない発表会などにも利用できる。
- ・ 次年度に向け、職員も上記の内容を理解し、毎年行われる、各地区まちづくりセンター利用説明会で、利用者にその旨を伝える。

2. 今後、地区まちづくりセンターの指定管理が進んだ場合でも、全市的に活動している市民団体が排除されることが無いようにしてください。

(回答) * 参考 26 地区のうち現在6地区が指定管理に移行

- ・ センターの使用は、指定管理であってもそうでなくても、統一したルールで行われる。
- ・ まちづくり課は、今後残り、まちづくりセンターをバックアップしていく。
- ・ ある程度の自由裁量は、指定管理だけでなく、市の直営のところも認めている。

意見 誤って会場を申し込みをしてしまった際、会場に空きがあれば柔軟に対応してほしいが課長はどう考えるか？ 答えがありましたか？

3. 利用頻度の多い地区まちづくりセンターの中には、登録団体が 1 ヶ月に利用する回数に制限があります。

通常、定期的に利用を希望する団体は、2 カ月前の 1 日に応募し、その後 抽選で当否が発表され、利用します。同様に、登録している事業所は 1 カ月前に空室があれば予約して利用できます。

それ以降で、空室の利用はできないか？

(回答)

- ・ 市内には、登録している市民グループが、約1400あります。現状では、事務の混乱が予想されるので、対応できません。
- ・ 三日以内の申し込みについても審査機関が必要であり、条例規則で決められており対応不可。

4. 過去 5 年の、市内のまちづくりセンターの稼働率を教えてください。併せて、事業所の利用数も教えてください。

(回答)「年間稼働率」一覧表を提示

調理室や和室などは利用率が低いので部屋ごとの稼働状況が知りたい ⇒ 現状で、提出できるのは、これです。

5. 市内全地区のまちづくり協議会で、アンケートをとったそうですが、その目的、集約結果、今後の活用について教えてください。

(回答)

- ・ アンケートの内容、集め方は、回収率は、地区によってさまざま。
- ・ 令和4年から8年で一区切り令和9年度からの、まちづくり行動計画の策定の参考にしている。
- ・ しかし、その結果を集約・分析した資料はあるので、希望があれば提供できる。

6. まちづくりセンターなどの指定管理料は、物価の上昇などを配慮していますか？

(回答) 他のところは把握していないが、まちづくりセンターに関しては、配慮している。